

巨理町社会福祉協議会虐待防止検討委員会設置要領

- 第1条 委員会の目的
- 第2条 委員の選出
- 第3条 委員会の開催
- 第4条 委員会の業務
- 第5条 委員会の責務

(委員会の目的)

第1条 虐待防止検討委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員の選出)

第2条 委員は以下の通りとする。

- 1) 訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、ほのぼの園、ゆうゆう作業所より最低1名以上選出する。なお委員に選出された者は各部門の虐待防止担当者とする。
- 2) 選出された委員から、委員長選出する。

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催を次の通りとする。

- 1) 委員会は、年最低2回以上開催する。
- 2) 会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

(委員会の業務)

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- 1) 虐待防止指針を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- 2) 虐待防止指針における「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- 3) 「虐待を早期に発見するポイントまたはサイン」に従い、「虐待発見チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。
- 4) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止検討委員会に報告する。
- 5) 委員は日程の調整を行い、虐待防止に係る研修を年1回以上各部門で行うこととする。

る。

- 7) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第5条 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない環境づくりを目指さなければならない。

- 2) 委員は、日頃より社会福祉法・介護保険法・障害者総合支援法等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティ）の向上にも努めるものとする。
- 3) 委員会の全委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
- 4) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

(附則)

この要領は、令和6年4月1日から実施する。